

平成 19 年 2 月 13 日

各 位

会社名 株式会社ノーリツ
代表者名 代表取締役社長 神崎茂治
(コード番号5943 東証第1部、大証第1部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 加部利明
(TEL. 078-391-3361)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)について

当社は、平成 19 年 2 月 13 日に開催された取締役会において、全取締役の賛成により、特定株主グループ(注 1)の議決権割合(注 2)を 20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為(予め当社取締役会が同意したものを除きます。)、又は特定株主グループの議決権割合が結果として 20%以上となる当社株式の買付行為(同じく、予め当社取締役会が同意したものを除きます。))に関する対応方針(以下、「本対応方針」といいます。)を決定いたしましたので、ここにお知らせいたします。なお、以下においては、これらの買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。本対応方針に関しましては、社外監査役 3 名を含む当社監査役 4 名全員からも、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見表明がありました。

当社は平成 18 年 3 月 8 日に開催された取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」(以下、「旧対応方針」といいます。)を決定し、その後、同年 3 月 30 日開催の定時株主総会において選任された取締役からなる新体制の下、同日の定時株主総会終了後に開催された取締役会において、当社が引き続き旧対応方針を採用することを決定いたしました。

しかしながら、その後の会社法・証券取引法等関係法令の改正・施行、証券取引所における規則等の整備、敵対的買収防衛についての議論の進展及び社会経済状況の変化も考慮し、旧対応方針を改定し、新たに本対応方針を導入したものです。

本対応方針につきましては、平成 19 年 3 月 29 日開催予定の当社定時株主総会において議案としてお諮りした上で、株主の皆様からのご賛同を頂くことを予定しており、出席株主の皆様の過半数のご賛同を得られなかった場合には、その時点で本対応方針は廃止されます。

なお、本対応方針で引用する法令の規定は、平成 19 年 2 月 13 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の改正(法令名の変更や旧法令を承継する新法令の制定を含みます。)があり、それらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改

正後のこれらの法令の各条項を実質的に承継する法令の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

1. 当社事業とその社会的使命

当社は昭和 26 年 3 月、創業とともに「能率風呂」を世に送り出し、その後約半世紀、「お湯」をキーワードに生活設備機器を提供し続け、おかげさまで今年、創業 56 周年を迎えることとなりました。

現在、当社グループは、当社及び子会社 34 社を中心とする関係会社で構成され(平成 18 年 12 月期の実績)、温水・空調関連機器、浴室・厨房関連機器の製造・販売事業及びこれに付帯する事業を行っており、温水機器、システムバス、システムキッチン、ビルトインコンロ、洗面化粧台、暖房・空調機器等の各製品・部品は、当社及び国内外の関係会社によって製造されております。

当社は創業以来、神戸市に本社を置き、また昭和 37 年には隣接する明石市に工場を完成させ、両市を中心とし地域に密着した企業としてその恩恵を受けるとともに地域の発展に貢献もしてまいりました。この間、当社はグループとして米国・中国等の海外への進出も含め事業領域を広げつつ、事業規模も拡大してまいりましたが、当社グループが製造・販売する生活設備機器は、今やライフラインの一端を担い、国民の皆様の生活基盤として重要な役割を果たすまでになっており、当社グループの社会的使命は大きく、公共性が高いと自負しております。

今後とも、企業理念として掲げる「お湯と健康 愛とやすらぎ 豊かな暮らしをつくるノーリツ」を具現化すべく、広く国民の皆様の中に定着した「お湯を中心とした快適生活」を一層向上させ、それに必要な設備機器及びサービスをさらに改善・発展させるとともに安定的に供給できるよう、国際的な広がりを見せる環境問題にも積極的に取り組みつつ、企業グループとして健全かつ着実な発展を図っていく所存です。

これまで当社は企業価値を向上させるべく、さまざまな施策を実施してまいりましたが、平成 17 年度からは第二次中期経営計画の実行に取り組んでおります。同計画においては、事業構造強化の 3 大政策を定めて、これを推進することにより連結業績ベースで経常利益の増加、ROE の向上を目指し、その成果を当社株主の皆様積極的に還元してまいります。

《ご参考》

- ◆創造 21 計画 : 21 世紀に顧客から選ばれる、新しい価値を創り上げる
お客様や社会に信頼される企業グループを目指す
- ◆企業理念 : お湯と健康 愛とやすらぎ 豊かな暮らしをつくるノーリツ
- ◆経営ビジョン : 湯生活満足企業
- ◆事業領域 : 湯まわりを中核とした商品・サービス関連事業

【第二次中期経営計画】

- ◇基本方針
 1. 顧客満足経営を実践する
 2. 事業構造を強化する
 3. 環境共生に取り組む
 4. 活力あるノーリツグループを確立する

◇事業構造を強化するための3大政策要約

・ニューバリュー政策

環境負荷を軽減した温水機器の強化、温水とシステム機器融合商品の開発強化
業務用温水機器等非住宅分野の商品開発や営業強化による新規領域の拡大
製品・部品の OEM 拡大

・ハウレッシュ政策

既設住宅を重視した販売ネットワークづくり
既設の戸建住宅に特化した買い増し、買い替え、リフォーム商品の開発
販売後の顧客との関係を強化する新たなサービス事業の確立

・グローバル政策

中国での販売強化と、上海における第2工場の平成19年稼動
アメリカにおける瞬間式ガス給湯器の認知度アップと販売強化
オセアニアでの現地瞬間式ガス給湯器メーカーOEM強化

さて、資本市場のグローバル化が進展する中、日本における企業買収も今後、ますます増加するものと思われます。そのような中、他の製造業と同様、新たな基礎的技術を研究・開発し、これを商品化するまでには長年月を要する当社においては、中長期的なビジョンに基づいた経営が当社株主の皆様全体の利益、同時に当社商品・サービスの利用者である国民の皆様利益にも繋がると考えております。

そこで、上述した事情を踏まえた上で、今後想定される「当社株式の大規模買付行為」についてその対応方針を策定することとし、大規模買付者に対してその目的や内容、買付対価の算定根拠等の十分な情報提供と十分な熟慮期間の確保を要請

することにより、当社株主の皆様が適切な判断を行えるようにするための措置として旧対応方針を導入いたしました。今般、冒頭記載のとおり、旧対応方針を改定して、本対応方針を導入することといたしました。

当社は、大規模買付行為の是非は当社株主の皆様の判断に従うという考え方を基本に、当社の企業理念に立脚した開かれた経営を進めてまいります。以上のような取り組みにより、当社は、今後もさらなる株主重視の経営を推進し、企業価値の最大化を図ってまいります。

2. 大規模買付行為に対する基本的考え方

当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模買付行為に応じることを株主の皆様が強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対し大規模買付行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、対象会社やその株主の買付条件等の検討や対象会社の取締役会の代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも存すると考えられます。そのような大規模買付行為に対しては、当社としてこのような事態が生ずることのないように、あらかじめ何らかの対抗措置を講ずる必要があると考えます。もっとも、そのような大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様に委ねられるべきものと考えております。

このように、最終的な判断が当社株主の皆様に委ねられるべき場合において、大規模買付行為に対して当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、当社株主の皆様に必要な情報提供がなされ、かつ十分な熟慮期間が与えられる必要があります。このような観点から、本対応方針は、大規模買付者に対して、以下に述べるような情報提供を行った上で、当社株主の皆様のための熟慮期間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないよう求めることを基本としております。

なお、当社株主の皆様がこのような判断を行うための十分な情報提供という観点から、大規模買付者自身の提供する情報に加え、それに対する当社取締役会の評価・検討に基づく意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案も、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えます。これは、**1.「当社事業とその社会的使命」**で述べた当社グループ事業の沿革及び現状に鑑みれば、大規

模買付者のみならず当社取締役会からも適切な情報提供がなされることが、当社株主の皆様が、当社の当面の事業運営ひいては長期的視点に立った経営に有形無形の影響を与え得る大規模買付行為の買付対価をはじめとした諸条件の妥当性等を判断する上で役立つものと考えられるからです。このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆様がより適切な判断を下せるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、かかる情報提供がなされた後、当社取締役会においてこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて一般に公開します。そして、当社取締役会が必要と判断した場合は、大規模買付者との交渉、当社株主の皆様への代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が、これを具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが当社及び当社株主共同の利益に合致すると考え、以下のとおり当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当該違反のみをもって、一定の対抗措置を講じることができるものとしたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間の確保に対する脅威であり、当社株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。また、当該ルールを予め設定し透明性を図ることは、当該ルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うような大規模買付行為に対してまで萎縮的効果を及ぼし、これを制限してしまう事態を未然に防止できることにもなると考えております。

なお、現在当社は、買収の具体的な脅威に晒されているわけではありません。

また、平成 18 年 12 月 31 日現在の当社の大株主の状況は、**別紙 1** 記載のとおりです。

3. 大規模買付ルールの目的と概要

(1) 大規模買付ルールの目的

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主共同の利益を保護するという観点から、当社株主の皆様に対して、このような買付行為を受け入れるかどうかの評価・検討に必要な大規模

買付者からの情報及び当社取締役会による評価・検討に基づく意見を提供し、さらに場合によっては、当社株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障するとともに、当社株主の皆様に対して、熟慮に必要な時間を確保するものであり、これにより当社株主の皆様が適切な判断をできるようにすることを目的としています。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、下記 **5.「大規模買付ルールが遵守されなかった場合」**に定める対抗措置を講じることがあります。当該対抗措置により、結果的にこの大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、下記 **4. (2)「大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合の取扱い」**に定めるように、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会の判断で当社株主共同の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

(2) 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールは、大規模買付行為が実行される前に、大規模買付者から当社取締役会に対する十分な情報提供を要求し、それに基づき当社取締役会がその買付行為の評価・検討を行った上、それらを踏まえて当社株主の皆様が適切な判断を行うために必要な一定期間が経過して初めて、大規模買付行為を開始することを認める、というものです。

このルールの概要は以下のとおりです。

① 特別委員会の設置

当社は、大規模買付ルールに則った一連の手続きの進行に関する客観性及び合理性を担保するため、並びに、大規模買付ルールが遵守された場合で当社株主の皆様利益を守るために適切と考える方策を取る場合においてその判断の客観性及び合理性を担保するために、当社の常設機関として、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置しております。特別委員会の構成員数は3名以上5名以内とし、社外の弁護士、公認会計士、税理士及び学識経験者等、並びに社外の経営者の中から当社取締役会が選任します。また、現在の特別委員会は**別紙2**記載の3名で構成されており、これら3名の委員の任期は平成19年3月29日開催予定の当社定時株主総会の終結をもって満了となりますが、本日の取締役会

において、本対応方針について上記定時株主総会において株主の皆様からのご賛同を頂けることを条件に、上記 3 名が委員に再任されることとなることを決議いたしました。上記 3 名の略歴は、別紙 2 に記載のとおりであります。

具体的には、特別委員会は、(ア)下記③「大規模買付情報の提供とその開示」に関して、大規模買付者から提供される情報が十分であるか、不足しているかを当社取締役会が判断する際に、当社取締役会に対して助言を与えます。

また、特別委員会は、(イ)下記 4. (2)「大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合の取扱い」に関して、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められ、対抗措置を発動するか否かを当社取締役会が判断する際に、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行います。

なお、特別委員会の判断が適切になされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

また、特別委員会は四半期毎に委員会を開催し、中期経営計画の進捗状況をはじめ、当社の経営状況について当社取締役から報告を受けることとします。

② 大規模買付ルール遵守表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した表明書(以下、「大規模買付ルール遵守表明書」といいます。)を提出いただくこととします。大規模買付ルール遵守表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を、明示していただきます。

③ 大規模買付情報の提供とその開示

当社がこの大規模買付ルール遵守表明書を受領した後 10 営業日以内に、当社取締役会は、当社株主の皆様との判断及び取締役会としての意見形成のために提供していただく情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)のリストを大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を提供していただくこととします。なお、特別委員会の助言を得て、提供していただいた情報だけでは大規模買

付情報として不足していると当社取締役会が判断した場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供していただくことがあります。大規模買付情報の項目は、以下のとおりです。

- ア) 大規模買付者及びそのグループの概要(大規模買付者の事業内容、当社事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- イ) 大規模買付行為の目的、方法及び内容(過去の買収、買付行為の履歴も含みます。)
- ウ) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- エ) 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- オ) 大規模買付者に対する資金の供与者の名称その他の概要
- カ) 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社経営方針及び事業計画(事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用等)
- キ) 当社グループの企業価値及び株主共同の利益を持続的に向上させるための特許、ブランド等の活用施策及びその根拠
- ク) 大規模買付行為完了後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会、その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等
- ケ) その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報について、当社株主の皆様の判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、当社株主の皆様及び特別委員会に対して、その全部又は一部を開示するものとします。また、特別委員会は必要に応じて、当社取締役会に対して、大規模買付者から提供された情報について開示するよう要請することができ、当社取締役会はこれに応じて、大規模買付者から提供された情報を、特別委員会に対して、開示するものとします。

④ 取締役会評価期間及び株主熟慮期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間(対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日間(左記以外の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、当社取締役会は社外監査役、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取りまと

め、一般に公開します。また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

取締役会評価期間満了後 30 日間は、当社株主の皆様が、大規模買付者から提供された情報及びこれをもとにした当社取締役会の意見や代替案等を考慮して、大規模買付者からの提案に応ずるか否か等について適切な判断をしていただくための株主熟慮期間といたします。従って、当社株主の皆様の判断に必要な時間確保の観点から、大規模買付行為は、取締役会評価期間及び株主熟慮期間の経過後にのみ開始されるものとし、経過前に大規模買付行為が行われた場合には、そのことのみをもって対抗措置を講じることができるものとしします。

4. 大規模買付ルールが遵守された場合

(1) 原則的な取扱い

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

(2) 大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合の取扱い

もつとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、適切と判断する時点において、当社株主の皆様の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

具体的には、以下の①ないし⑨の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当するものと考えます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げ

て高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている
と判断される場合(いわゆるグリーンメーラー)

- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株式の買収を行っている
と判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っている
と判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式を高値で売り抜ける目的で当社の株式の買収を行っている
と判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件(買取対価の金額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますが、これらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものである
と判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合(但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。)
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想される場合
- ⑧ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて向上しないと判断される場合
- ⑨ 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合
- ⑩ その他、①ないし⑨に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合

当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められるか否かの検討及び判断にあたって、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後の経営方針等を含む情報に基づいて当該大規模買付者及び大

規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や当該大規模買付行為が当社株主共同の利益に与える影響を検討いたしますが、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会が適切と判断する時点において、特別委員会に対して当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められるかどうかにつき諮問し、その勧告に従うとともに、社外監査役全員の同意を得ることといたします。但し、当該特別委員会の勧告に従うことが、当社取締役の善管注意義務に違反することとなる場合にはこの限りではありません。

なお、当該特別委員会の勧告が、当該大規模買付行為は当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するとは認められないとする内容であって、当社取締役会が、これと異なる判断を行おうとする場合は、下記**(3)**の要領により株主意思の確認手続きをとることができるものとします。

(3) 株主意思の確認手続き

特別委員会が、当該大規模買付行為は当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するとは認められないとの勧告を行い、当社取締役会がこれと異なる判断を行おうとする場合には、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認手続きとして、書面投票又は当該目的のために開催される「株主意思確認総会」を実施できるものといたします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会と併せて開催される場合もあります。

なお、上記**(2)**記載の対抗措置の発動の是非に関する取締役会による特別委員会への諮問は、その時期に制限はなく、取締役会評価期間や株主熟慮期間の前後・期間中を問わず、行うことができますので、当該諮問を受けて、特別委員会が当該大規模買付行為は当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するとは認められないとの勧告を行った場合には、取締役会評価期間や株主熟慮期間の前後・期間中を問わず、株主意思の確認手続きが実施される可能性があります。

株主意思の確認手続きの実施を決定した場合、当社取締役会は、速やかに、当社定款の定める公告方法に従って、株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することのできる株主を確定するための基準日(以下、「株主投票基準日」といい、株主投票基準日は、当該公告の日から 30 日以内の日とします。)を設定し、株主投票基準日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することのできる株主とします。

当社取締役会は、株主投票基準日から 90 日以内に、書面投票を実施し又は株主意思確認総会を開催いたします。書面投票又は株主意思確認総会において、総株主の投票権の 3 分の 1 以上を有する株主が投票し、その投票権の過半数の賛成が

あった場合には、当社株主の皆様から当社取締役会に対し、相当と認められる対抗措置を講じることについてご承認いただけたものとさせていただきます。

上記の他、書面投票又は株主意思確認総会の実施にかかる具体的な手続きについては、当社取締役会が別途定めることといたします。

(4) 大規模買付行為の不開始

大規模買付者は、株主投票基準日の公告がなされた場合は、書面投票又は株主意思確認総会において対抗措置の発動が否決されるまで、大規模買付行為を開始してはならないものとします。上記に反して大規模買付者が大規模買付行為を開始した場合、当社取締役会はそのことのみをもって対抗措置を発動させることができるものといたします。

また、株主熟慮期間経過前に、株主意思の確認手続きが実施される場合には、株主熟慮期間と株主意思の確認手続きの両手続きが併存し得ることになりますが、株主意思確認総会の実施に関する公告がなされた場合には、株主熟慮期間が経過し、かつ、株主意思の確認手続きが終了(対抗措置の発動の否決)するまでの間、大規模買付者は、大規模買付行為を開始してはならないものとします。

5. 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当該違反のみをもって、当社株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権無償割当て、新株予約権の第三者割当てによる発行、新株の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置を講じ、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することになります。

こうした対抗措置により、結果的にこの大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に、株式の経済的価値の希釈化など経済的損害、議決権割合の低下、議決権行使に関する不利益等を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。従って、大規模買付ルールは、これを無視して大規模買付行為を開始することのないように大規模買付者に対して予め注意を喚起するものでもあります。

また公開買付制度を利用する大規模買付者は、不測の損害を被ることがないように、対抗措置が講じられた場合に公開買付けを撤回できるように処置する等、関係法令に従って予め所要の手当を講じておくように注意喚起をいたします。

当社取締役会が具体的措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙3記載のとおりとします。

6. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障するとともに、当社株主の皆様が大規模買付行為への対応の熟慮に必要な情報及び時間を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報と時間のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

従いまして、大規模買付ルールの設定は、情報と時間が十分に提供されないままに株主及び投資家の皆様が判断を強いられることを回避するものであって、当社の企業価値並びに当社の株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えております。なお、上記 4.「大規模買付ルールが遵守された場合」及び 5.「大規模買付ルールが遵守されなかった場合」において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

なお、対抗措置を発動する手続きを開始した後に対抗措置を発動することが相当でないと考えられる状況に至ったときは、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、かつ、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ることにしますが、これらを考慮した結果として、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合には、対抗措置を廃止することがあります。具体的には、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、新株予約権の無償割当てを中止し、又は割り当てた新株予約権の全部を無償取得することがあります。その場合には、当社株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。また、当社取締役会が新株予約権の無償割当て以外の方法による対抗措置を発動する手続きを開始した後に当該対抗措置の発動を中止した場合にも、対抗措置が発動されることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性が

あります。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、及び大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様(当該大規模買付者を除きます。)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を講じることが決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てについての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の無償割当てにつきましては、当社株主の皆様にとりまして必要となる手続きは特にありません。但し、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権無償割当ての基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使につきましては、新株を取得するために所定の期間内に所定の金額の払込をしていただく必要があります。手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を無償割当てすることになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

7. 本対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更

本対応方針につきましては、平成 19 年 3 月 29 日開催予定の当社定時株主総会において議案としてお諮りした上で、株主の皆様からのご賛同を頂くことを予定しておりますが、出席株主の皆様の過半数のご賛同を得られなかった場合には、その時点で本対応方針は廃止されます。

株主の皆様からご賛同を頂いた場合、本対応方針の有効期間は、平成 22 年に開催される当社定時株主総会后、最初で開催される取締役会の終了時点までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社の取締役会において本

対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。従って、本対応方針は、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止させることが可能です。

また、当社取締役の任期は 1 年とされているところ、本対応方針については、本年以降、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止又は変更の是非につき検討・討議を行います。

なお、当社は企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針を見直し、又は変更する場合があります。

本対応方針の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

8. 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有しています。

- ① 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

- ② 株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、平成 19 年 3 月 29 日開催予定の当社定時株主総会において、本対応方針を議案としてお諮りして株主の皆様のご意思を確認させていただきこととし、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、その時点で本対応方針は廃止されることとなります。そのため、本対応方針の消長及び内容は、当社株主の皆様のご合理的意思に依拠したものでなっております。

また、4. (3)「**株主意思の確認手続き**」のとおり、株主意思の確認手続きを実施する場合には、対抗措置の発動に対する当社株主の皆様のご直接の意思に依拠することになります。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応方針の運用に関し、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しております。

また、特別委員会の委員は 3 名以上 5 名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外の弁護士、公認会計士、税理士及び学識経験者等、並びに社外の経営者の中から当社取締役会が選任しております。

④ 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、上記 4. (2)「**大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合の取扱い**」記載のとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ 取締役の恣意的判断防止のための措置

本対応方針は、上記 3. (2)①「**特別委員会の設置**」記載のとおり、判断の公正さを担保された特別委員会の勧告に従うように設定されており、また、当該勧告に従わない場合には、4. (3)「**株主意思の確認手続き**」記載の株主意思の確認手続きによって対抗措置の発動に対して株主の皆様の意思を直接反映することにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 7.「**本対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更**」に記載のとおり、本対応方針は、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の任期を 1 年としているため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

注 1：特定株主グループとは、当社の株券等(証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。)の保有者(証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含みます。)

又は買付け等(証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者とその共同保有者(証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)及び特別関係者(証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注 2：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

以上

別紙 1

当社大株主の状況(平成 18 年 12 月 31 日現在)

No.	株主名	所有株式数	議決権比率
1	スティー爾パートナーズジャパンストラテジックファンドオブ シヨアエルピー	株 7,353,500	% 15.39
2	第一生命保険相互会社	2,967,000	6.21
3	株式会社ノーリツ	2,949,942	—
4	株式会社三井住友銀行	2,188,695	4.58
5	バンクオブニューヨークジーシーエムクライアントアカウント イーアイエスジー	1,525,350	3.19
6	ノーリツ取引先持株会	1,389,609	2.90
7	太田敏郎	1,350,151	2.82
8	ノーリツ従業員持株会	1,215,115	2.54
9	株式会社群馬銀行	1,087,000	2.27
10	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,056,500	2.21

特別委員会委員の氏名及び略歴

《委員》

高崎 正弘(たかさき まさひろ)

【略 歴】 1959年 4 月 (株)神戸銀行 入行
 1988年 6 月 (株)太陽神戸銀行 取締役
 1997年 6 月 (株)さくら銀行 代表取締役 会長
 1999年 5 月 関西経済連合会 副会長
 2001年 11月 神戸商工会議所 副会頭(現任)
 2002年 6 月 (株)三井住友銀行 特別顧問(現任)

加護野 忠男(かごの ただお)

【略 歴】 1970年 3 月 神戸大学経営学部 卒業
 1979年 4 月 神戸大学経営学部 助教授
 1988年 11月 神戸大学経営学部 教授
 1998年 4 月 神戸大学経営学部 学部長
 1999年 4 月 神戸大学大学院経営学研究科 科長 教授
 2006年 4 月 神戸大学大学院経営学研究科 教授(現任)

大塚 明(おおつか あきら)

【略 歴】 1973年 4 月 弁護士登録(神戸弁護士会・1999年から兵庫県弁護士会に改称)
 中原法律事務所勤務
 1977年 5 月 神戸法律事務所設立(現在に至る)
 1986年 4 月 神戸弁護士会 副会長
 2001年 4 月 兵庫県弁護士会 会長
 2003年 10月 神戸市教育委員(現任)
 2004年 4 月 日本弁護士連合会 副会長

以上

新株予約権の概要

1. 新株予約権の割当方法(新株予約権無償割当て)

会社法第 278 条及び第 279 条の規定による新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議(以下、「新株予約権無償割当て決議」という。))において定める割当ての基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。)1 株につき新株予約権 1 個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

2. 新株予約権の発行総数

新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

3. 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

5. 新株予約権の目的となる株式の総数

- (1) 新株予約権 1 個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下、「対象株式数」という。)は、新株予約権無償割当て決議において取締役会が別途定める数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。)を控除した数を上限とする。

6. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める 1 円以上の額とする。

7. 権利行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

8. 譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

9. 行使条件

特定株主グループ(議決権割合が 20%以上のものに限る。以下、同じ。)に属する者又は特定株主グループに属する者になろうとする者(但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者及び本日時点で議決権割合が 20%以上の特定株主グループに属する者を除く。以下、「例外事由該当者」という。)ではないこと等を行使の条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

10. 取得条項

- (1) 当社は、大規模買付者による大規模買付ルールの違反その他の一定の事由が生じること又は取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。
- (2) 前項における取得の対価は、原則として、例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権 1 個につき対象株式数と同数の当社普通株式(以下、「交付株式」という。)とし、例外事由該当者が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権 1 個につき交付株式の当

該取得時における時価に相当する価値の現金その他の財産、社債若しくは新株予約権付社債、当該新株予約権に代わる新たな新株予約権、又は交付株式以外の当社株式とする。

11. 無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

12. その他

当社は新株予約権の発行に関して発行登録をするものとする。発行登録の詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以上